

大阪広域環境施設組合  
競争入札参加停止措置審査委員会規程

制 定 平成28年3月17日

最近改正 令和3年4月1日

(設 置)

第1条 大阪広域環境施設組合における競争入札参加停止措置（指名競争入札において指名しない措置を含む。以下「停止措置」という。）等を厳正かつ公正に行うため、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 停止措置及びその措置期間に関すること
- (2) 前号に掲げる事項のほか、停止措置に関連する事項

(組 織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、施設部長、総務課長、経理課長、施設管理課長及び建設企画課長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が随時委員を招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求めることができる。
- 3 緊急の事案については、議事に関係のある者のみで審議することができる。また、やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に替えることができる。
- 4 委員会は、次に掲げる事項については審議したものとみなす。
  - (1) 大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱別表第5項、第6項、第7項、第8項又は11項の規定に該当する場合
  - (2) 本組合以外の契約における事案に対し停止措置を行う場合
  - (3) 前2号のほか、委員会を開催する必要がないと委員長が認めた場合

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、総務部経理課において行う。

(施行の細目)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成28年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。